

大都市圏および小規模市町村を通じた論点（案）

I 現状と課題

【資料 1-2 参照】

○ 市町村の規模の多様性について

- ◆ 市町村は 1,719 (平成 25 年 1 月現在) あるが、その人口規模は、最大 350 万人超から最小 200 人余りまで大きく異なり多種多様である。
- ◆ うち人口が 50 万人以上の政令指定都市は、現在 20※ある。一方、人口 1 万人未満の市町村は 500 程度あり、3 割弱に及ぶ。
- ◆ また面積では、2,000 km²を越える市町村がある一方で、100 km²未満の市町村が 4 割を占める。

※政令指定都市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

○ 大都市の現状と課題について

- ◆ 指定都市、中核市、特例市、東京 23 区など都道府県の補完の必要が少ない自立的な都市に、日本の全人口の約半数が居住している。
- ◆ 指定都市制度は、都道府県が執行する事務の一部を「特例」によって行う制度であり、府県との非効率な二重行政・二元行政の問題が顕在化している。また、指定都市の側には、事務・権限に見合う財源が確保されていないとの不満がある。
- ◆ 大都市部の高齢者人口（65 歳以上）は今後、その他の地域に比べて急速に増加することが予想される。

○ 市町村合併の評価について

- ◆ 平成 11 年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併が推進され、市町村数が約半数（対 H11 年※）となった。

※3,232 (H11.3.31) →1,719 (H25.1.1)

- ◆ 合併により、専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化や広域的なまちづくりなどの効果がある一方、周辺部の旧市町村の活力喪失や住民の声が届きにくくなっているとの問題点・課題等があげられている。

Ⅱ 論点

○ 大都市と道州の関係について

- ◆ 政令指定都市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべきではないか。
- ◆ 政令指定都市は、一つの基礎自治体としては極めて規模が大きく、区を含め機能や組織の見直しが必要ではないか。
- ◆ グローバル社会の中で、大都市を含め各地域の経済競争力を高めるために、道州が担いうる役割は何か。
- ◆ 道州の導入により、地域ごとの拠点都市が発展することで、東京への一極集中が是正されるのではないか。
- ◆ 東京一極集中が相当に進んだ現状では、道州間の財政調整を行うには、東京都及び首都圏については特別な扱いを必要とするのではないか。
- ◆ 道州の導入により、都市が再生し、地域経済が活性化するのはないか。

○ 小規模市町村と道州の関係について

- ◆ 道州制導入に伴い、基礎自治体である市町村の規模を拡大する必要があるとの主張も見受けられるが、相当程度の市町村合併が進んだなか、今以上の市町村合併を市町村や住民が支持するのか。
- ◆ 道州制導入後も、現在の市町村の規模等を維持するのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な機能を発揮できない団体も生じると考えられ、その補完についてはどうするのか。
- ◆ 都道府県の事務を市町村に移管するに当たっては、市町村は十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対応できる体制とする必要があるが、このための具体的方策をどのようにするのか。
- ◆ 道州制導入により、東京一極集中の是正や過疎地対策など道州単位での施策が有効に働くのではないか。
- ◆ 東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないように財政調整のあり方をどのようにするのか。
- ◆ 道州は広すぎて地域の実情を反映できず、道州内の地域格差が却って拡大する恐れがあるのではないか。そのため、現行の府県単位で支庁を置くなどの措置が必要になるのではないか。